

滋賀県に建設工事請負契約競争入札参加資格を申請する方へ(県外業者用)

1 審査基準日

直前決算日(原則令和5年7月～令和6年6月までの決算日が対象)

2 資格要件について

次の要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者でないこと、および破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - (ア) 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から県との取引上的一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者
 - (イ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
 - (オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - (4) 以下に定める届出の義務を履行していない者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。
 - (ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
 - (イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
 - (ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
 - (5) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受けている建設業者で、参加希望工事に対応する許可業種について、審査基準日の前日において許可を取得していること。
業種追加や新規で県入札参加を希望する場合等で直前決算日から令和6年9月30日の間に建設業許可を取得した許可業種については、申請日(令和6年12月20日)までに経営事項審査結果が出ている業種に限り申請は可能とします。

- (6) 参加希望工事に対応する許可業種について、令和6年12月20日までに直前決算における経営事項審査を受審して「経営規模等評価の申請」と「総合評定値の請求」をしていること
- (7) 滋賀県外に主たる営業所(=本社または本店)を有すること。
- (8) 県税、消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。(消費税または地方消費税について、新型コロナウイルス感染症等の影響による徴収の猶予を受けている方は、「納税の猶予許可通知書」の写しまたは「納税証明書(その1)」を提出すること。)

3 資格の有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日の2年間

(令和6年度は定期年審査です。現在入札参加資格を有している方も必ず申請が必要です。)

4 参加希望工事

・参加希望工事の区分は別表第1(P.4~P.7)のとおりです(全16種類)。

この参加希望工事の区分は建設業法の許可区分とは異なりますのでご注意ください。

・入札参加が認められるのは、1者につき2業種までです。

5 定期年審査について

令和6年度は定期年審査です。現在入札参加資格を有している方も必ず申請が必要です。

6 申請書提出後の変更について

申請後において入札参加資格審査申請書に記載した次の事項に変更があった場合、修正申請を行ってください。

また令和6年度の滋賀県の有資格者名簿の次の記載事項に変更がある場合は、速やかに(変更から約1週間以内)、システムから令和5年度申請(令和6年度名簿のための申請)について「変更申請」を行い、確認書類を提出してください。

- (1) 所在地・郵便番号
- (2) 商号・名称(フリガナ)
- (3) 代表者職名・代表者氏名(フリガナ)
- (4) 電話番号・FAX番号
- (5)個人事業の代替わり
- (6)法人成(個人で入札参加されている方が法人を設立された場合)
- (7)入札参加(一部)廃止

上記の項目以外の変更が必要な方(吸収合併や営業所の廃止・追加など)については滋賀県監理課審査契約係へご相談いただきますようお願いいたします。

7 申請後の申請内容の修正期限について

申請書提出後、申請内容に誤り等があった場合は、令和7年1月31日(金)までに修正申請を申し出てください。これ以降の修正の申し出には一切応じられません。

8 その他

- (1) 書類の不備により受付できないことがあります。
- (2) 申請内容または添付書類について、虚偽の記載等が認められた場合や記載内容の確認・証明等に協力が得られない場合は、入札参加資格の抹消等の措置をとることがあります。

(3) 受付担当職員が、申請者個別の希望に沿うように申請内容について指導することはあります。申請者の責任により作成し、提出してください。

(4) 有資格者名簿の公表

申請に基づき作成した「入札参加有資格者名簿」は令和7年4月1日より下記のとおり公表します。

・公表内容

建設業許可番号、商号、名称、代表者職・氏名、所在地、評価点数、格付 等

・閲覧場所

滋賀県庁 県民情報室

各合同庁舎 行政情報コーナー

滋賀県ホームページ

<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigousya/nyusatsubaikyaku/kouzi/21991.html>

⑨ 問合せ先

滋賀県土木交通部監理課審査契約係

〒520-8577 大津市京町四丁目1—1

TEL 077-528-4116

別表第1

参加希望工事と建設業の許可建設工事との種類別と対応関係

参加希望工事	建設工事の種類	建設工事の例示
土木一式工事 (略号=土) (コード=51)	土木一式工事 (土)(01)	土木一式工事、下水道管渠工事、農村下水道管渠工事
	とび・土工・コンクリート工事 (と)(05)	コンクリートブロック据付け工事、くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事、土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事、コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事(橋梁に係るものを除く)、地滑り防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、屋外広告物設置工事(交通安全施設に係るものを除く)、捨石工事、外溝工事、はつり工事、切断穿孔工事、潜水工事、トンネル防水工事、土木系モルタル防水工事
	石工事 (石)(06)	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
	タイル・れんが・ブロック工事 (タ)(10)	コンクリートブロック積み(張り)工事、れんが積み(張り)工事
	鋼構造物工事 (鋼)(11)	閘門・水門等の門扉設置工事
	しゅんせつ工事 (しゅ)(14)	しゅんせつ工事
建築一式工事 (建)(52)	建築一式工事 (建)(02)	建築一式工事
	大工工事 (大)(03)	大工工事、型枠工事、造作工事
	舗装工事 (ほ)(53)	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
電気設備工事 (電)(54)	電気工事 (電)(08)	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備工事(非常用電気設備を含む)、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
	電気通信工事 (通)(22)	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事

消防施設工事 (消)(55)	消防施設工事 (消)(27)	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃性ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事
-------------------	-------------------	--

参加希望工事	建設工事の種類	建設工事の例示
給排水冷暖房工事 (給)(56)	管 工 事 (管)(09)	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事、消雪設備工事、農村下水道の浄化槽工事(下水道法による流域処理施設に排水するものを除く)
	熱 絶 縁 工 事 (絶)(21)	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業・化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
機械設備工事 (機)(57)	機 械 器 具 設 置 工 事 (機)(20)	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排水機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設置工事
塗 装 工 事 (塗)(58)	塗 装 工 事 (塗)(17)	塗装工事(交通安全施設に係るものを除く)、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事
造 園 工 事 (園)(59)	造 園 工 事 (園)(23)	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
	石 工 事 (石)(06)	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事(造園工事に伴うもの)
	タ イ ル ・ れ ん が ・ ブ ロ ッ ク 工 事 (タ)(10)	コンクリートブロック積み(張り)工事、れんが積み(張り)工事(造園工事に伴うもの)
さく井工事 (井)(60)	さく井工事 (井)(24)	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
鉄 骨 工 事 (鉄)(61)	鋼 構 造 物 工 事 (鋼)(11)	鉄骨工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事
	鉄 筋 工 事 (筋)(12)	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事

参加希望工事	建設工事の種類	建設工事の例示
建築附帯工事 (附)(64)	左官工事 (左)(04)	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
	とび・土工・コンクリート工事 (と)(05)	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事
	解体工事 (解)(29)	工作物解体工事
	屋根工事 (屋)(07)	屋根ふき工事、文化財屋根ふき工事
	タイル・れんが・ブロック工事 (タ)(10)	タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
	板金工事 (板)(15)	板金加工取付け工事、建築板金工事
	ガラス工事 (ガ)(16)	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
	防水工事 (防)(18)	防水工事(建築物に伴うもの)
	内装仕上工事 (内)(19)	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、家具工事、防音工事
	建具工事 (具)(25)	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事

	建築一式工事 (建)(02)	文化財建造物修理工事
	大工工事 (大)(03)	文化財建造物修理大工工事
交通安全施設工事 (交)(65)	とび・土工・ コンクリート工事 (と)(05)	道路付属物設置工事(カーブミラー、ガードレール、 道路標識設置工事)、看板設置工事(交通安全施設に係るもの)
	塗装工事 (塗)(17)	塗装工事、路面標示工事(交通安全施設に係るもの)
	電気工事 (電)(08)	道路照明設備工事、交通信号設備工事(交通安全施設 に係るもの)
	電気通信工事 (通)(22)	電気通信線路設備工事、電気通信機械設備工事、放送 機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、 情報制御設備工事(交通安全施設に係るもの)
	機械器具設置工事 (機)(20)	交通安全施設に係るもの
清掃施設工事 (清)(66)	清掃施設工事 (清)(28)	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事

総合点数の算出方法

参加希望工事ごとに経営事項審査の結果をもとに総合点数を算出します。

(総合点数については、審査基準日ではなく、直前の決算日を基準とした評価となります。)

$$\text{総合点数} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$

X_1 =参加希望工事ごとの年間平均完成工事高の評点 (1)

X_2 =自己資本額および利益額の評点 (=経営事項審査の X_2 評点)

Y =経営状況分析の評点 (=経営事項審査の Y 評点)

Z =技術職員数および元請完成工事高の評点 (=経営事項審査の Z 評点) (2)

W =その他の審査項目(社会性等)の評点 (=経営事項審査の W 評点)

(1) 参加希望工事ごとの基準決算期と基準決算前期以前の平均完成工事高(下記①または②の式により算出)を X_1 評点テーブルに当てはめて算出します。

① 経営事項審査の工事種類別完成工事高で「2年平均」を選択している場合

$$A = ('\text{基準決算期完成工事高}' + '\text{基準決算前期以前完成工事高}') / 2$$

② 経営事項審査の工事種類別完成工事高で「3年平均」を選択している場合

$$A = ('\text{基準決算期完成工事高}' + '\text{基準決算前期以前完成工事高}') \times 2 / 3$$

(2) 参加希望工事種別に対応する建設業許可業種の経営事項審査の技術力(Z)の評点の中で最も高い評点で算出します。

X1評点テーブル

入札参加資格申請にかかる建設工事の種類別年間平均完成工事高	X 1 評 点 の 計 算 式 (A=年間平均完成工事高：単位千円)		
1,000億円以上	2,309		
800億円以上 1,000億円未満	114	× A ÷	20,000,000 + 1,739
600億円以上 800億円未満	101	× A ÷	20,000,000 + 1,791
500億円以上 600億円未満	88	× A ÷	10,000,000 + 1,566
400億円以上 500億円未満	89	× A ÷	10,000,000 + 1,561
300億円以上 400億円未満	89	× A ÷	10,000,000 + 1,561
250億円以上 300億円未満	75	× A ÷	5,000,000 + 1,378
200億円以上 250億円未満	76	× A ÷	5,000,000 + 1,373
150億円以上 200億円未満	76	× A ÷	5,000,000 + 1,373
120億円以上 150億円未満	64	× A ÷	3,000,000 + 1,281
100億円以上 120億円未満	62	× A ÷	2,000,000 + 1,165
80億円以上 100億円未満	64	× A ÷	2,000,000 + 1,155
60億円以上 80億円未満	50	× A ÷	2,000,000 + 1,211
50億円以上 60億円未満	51	× A ÷	1,000,000 + 1,055
40億円以上 50億円未満	51	× A ÷	1,000,000 + 1,055
30億円以上 40億円未満	50	× A ÷	1,000,000 + 1,059
25億円以上 30億円未満	51	× A ÷	500,000 + 903
20億円以上 25億円未満	39	× A ÷	500,000 + 963
15億円以上 20億円未満	36	× A ÷	500,000 + 975
12億円以上 15億円未満	38	× A ÷	300,000 + 893
10億円以上 12億円未満	39	× A ÷	200,000 + 811
8億円以上 10億円未満	38	× A ÷	200,000 + 816
6億円以上 8億円未満	25	× A ÷	200,000 + 868
5億円以上 6億円未満	25	× A ÷	100,000 + 793
4億円以上 5億円未満	34	× A ÷	100,000 + 748
3億円以上 4億円未満	42	× A ÷	100,000 + 716
2億5,000万円以上 3億円未満	24	× A ÷	50,000 + 698
2億円以上 2億5,000万円未満	28	× A ÷	50,000 + 678
1億5,000万円以上 2億円未満	34	× A ÷	50,000 + 654
1億2,000万円以上 1億5,000万円未満	26	× A ÷	30,000 + 626
1億円以上 1億2,000万円未満	19	× A ÷	20,000 + 616
8,000万円以上 1億円未満	22	× A ÷	20,000 + 601
6,000万円以上 8,000万円未満	28	× A ÷	20,000 + 577
5,000万円以上 6,000万円未満	16	× A ÷	10,000 + 565
4,000万円以上 5,000万円未満	19	× A ÷	10,000 + 550
3,000万円以上 4,000万円未満	24	× A ÷	10,000 + 530
2,500万円以上 3,000万円未満	13	× A ÷	5,000 + 524
2,000万円以上 2,500万円未満	16	× A ÷	5,000 + 509
1,500万円以上 2,000万円未満	20	× A ÷	5,000 + 493
1,200万円以上 1,500万円未満	14	× A ÷	3,000 + 483
1,000万円以上 1,200万円未満	11	× A ÷	2,000 + 473
1,000万円未満	131	× A ÷	10,000 + 397

注1：Aに代入する年間平均完成工事高は千円単位であり、千円未満は切り捨てる。

注2：評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。